



緊急消防援助隊の派遣状況

■ 派遣部隊の登録状況

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に全国の消防機関による応援を速やかに実施するため、平成7年に創設されました。平成16年4月には、消防組織法の改正により法律に基づいた部隊となり、令和3年4月現在、全国6,862部隊（重複含む。）が登録されています。

京都市においては、消防ヘリコプターを運用する航空小隊や都道府県隊をまとめるための指揮支援隊をはじめ、消火・救助・救急小隊など、多くの部隊を登録し、大規模災害に備えています。

※ 令和4年4月現在の登録隊数 （複数部隊への重複登録を含む。）

- ・指揮支援隊… 3隊
- ・京都府大隊指揮隊… 1隊
- ・統合機動部隊指揮隊… 1隊
- ・NBC災害即応部隊指揮隊… 1隊
- ・土砂・風水害機動支援部隊指揮隊 1隊
- ・航空指揮支援隊… 1隊
- ・消火小隊… 17隊
- ・救助小隊… 3隊
- ・救急小隊… 5隊
- ・通信支援小隊… 1隊
- ・後方支援小隊… 6隊
- ・航空後方支援小隊… 1隊
- ・特殊災害小隊… 4隊
- ・特殊装備小隊… 11隊
- ・航空小隊… 2隊
- 計…58隊



■ 派遣状況（令和4年4月1日現在）

京都市消防局では、消防庁長官の求め・指示により、創設以来10回出動しています。

1	【平成15年十勝沖地震】出光興産北海道製油所原油タンク火災に伴う警戒活動 平成15年10月13日～22日（10日間） 北海道苫小牧市 3隊7名派遣 〔指揮隊1、消火隊2〕   消防庁出典
2	【平成16年7月福井豪雨】浸水家屋に取り残された住民の救助活動等 平成16年7月18日～19日（2日間） 福井県月見4丁目、5丁目 12隊52名派遣 〔指揮支援隊2、京都府指揮隊1、 消火隊1、救助隊3、救急隊1、 後方支援隊3、航空小隊1〕  

	【ＪＲ西日本福知山線列車事故】列車事故に伴う情報収集活動
3	平成17年4月25日 兵庫県尼崎市 1隊5名派遣〔航空小隊〕（ヘリＴＶ電送システムを使用した消防庁への事故状況の電送等）
	【奈良県吉野郡上北山村土砂崩れ車両埋没事故】土砂崩れによる車両埋没事故に伴う指揮支援活動等
4	平成19年1月30日 奈良県吉野郡上北山村 2隊7名派遣〔指揮支援隊1、航空小隊1〕 （ヘリＴＶ電送システムを使用した消防庁への事故状況の電送等）
	【平成19年能登半島地震】地震被害に伴う指揮支援活動等
5	平成19年3月25日～26日（2日間） 石川県金沢市、輪島市 3隊15名派遣〔指揮支援隊2、航空小隊1〕 （指揮支援活動及びヘリＴＶ電送システムによる情報収集）
	【平成19年新潟中越沖地震】地震被害に伴う情報収集活動
6	平成19年7月20日～23日（4日間） 新潟県新潟空港、柏崎 1隊5名派遣〔航空小隊〕 （救急搬送活動及びヘリＴＶ電送システムによる情報収集）
	【東日本大震災】津波被害に伴う救助活動等
	陸上隊 宮城県本吉郡南三陸町 平成23年3月11日～4月13日（34日間）延べ159隊、495名派遣
	  
	航空小隊 山形県、長野県、宮城県、福島県 平成23年3月11日～18日、3月18日～25日、4月1日～5日、4月10日～14日（20日間） 延べ4隊、20名派遣
7	  
	福島第一原子力発電所 平成23年3月27日～31日（5日間）延べ11隊、40名派遣
	  

【平成 28 年熊本地震】地震被害に伴う情報収集や要救助者の検索活動等

- ・ 陸上隊 熊本県熊本市、南阿蘇村
平成28年4月16日～22日（7日間）
延べ46隊、126名派遣



- ・ 航空小隊 南阿蘇村
平成28年4月16日～17日（2日間）
延べ1機、4名派遣



【大阪府北部地震】地震被害に伴う情報収集

- ・ 航空小隊 大阪府北部地域
平成30年6月18日
延べ1機、5名派遣

【平成30年7月豪雨】豪雨災害に伴う要救助者の検索活動等

- ・ 陸上隊 広島県安芸郡熊野町川角地区、広島市安芸区矢野地区、安芸郡坂町小屋浦地区
平成30年7月12日～8月1日（21日間）
延べ68隊、228名派遣





消防用ドローンの運用

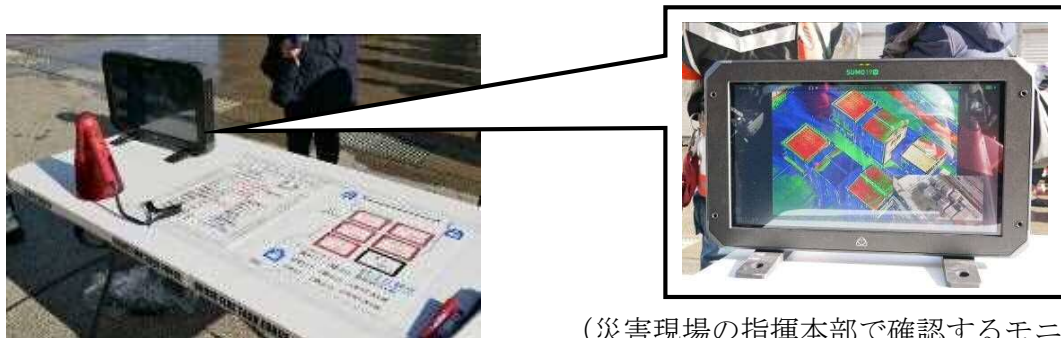
消防用ドローンの運用

京都市消防局では、地震、洪水などの大規模災害発生時に上空からの情報収集活動を容易にするとともに、通常災害においても、消防職員が立ち入ることが困難な地域や場所の情報収集活動を充実させるため、消防用ドローン（以下、「ドローン」という。）を運用しています。

ドローンは、様々な災害に出動し、建物火災や林野火災での延焼状況や火の粉の飛散、残火状況の確認、水難救助、山岳救助、集団救急事故現場での負傷者や事故状況の把握、要救助者の捜索などで威力を発揮します。

運用体制

ドローンにより撮影した災害現場映像を、現場最高指揮者が確認することで、効果的な指揮活動が行われます。また、その映像を消防局本部へ伝送することにより、局本部と災害現場が一体となった災害対応が可能となり、被害の軽減につながっています。



（災害現場の指揮本部で確認するモニター）

■ これまでの経過

- ・ 平成31年1月17日 警防計画課による局独自整備機の平日昼間帯の運用開始
- ・ 令和元年6月17日 南部本部救助隊による国無償使用機の昼間帯の運用開始
- ・ 令和元年7月16日 南部本部救助隊による国無償使用機の24時間運用開始
- ・ 令和2年7月1日 北部本部救助隊による局独自整備機の24時間運用開始
（警防計画課から北部本部救助隊へ所管換え→2機24時間運用体制開始）

ドローンの特徴

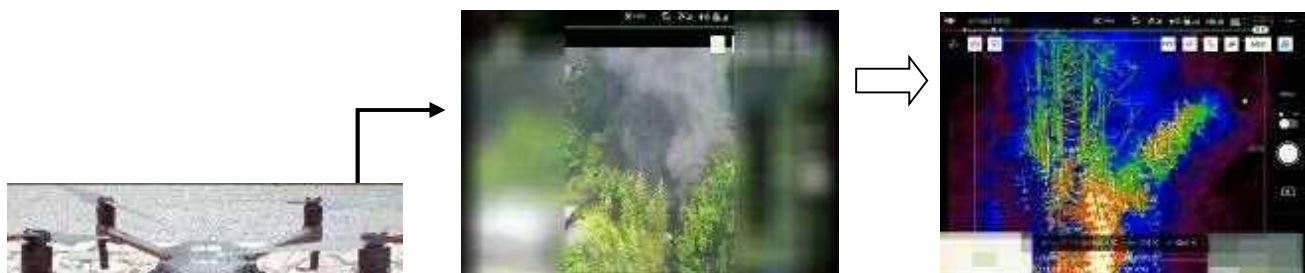
- ・ 大きさ（約縦89cm×横88cm×高さ38cm）
- ・ 重量（約4.6kg）、最大重量（6.1kg）
- ・ 防じん、防滴仕様で、長時間（約30分）かつ、高速（約80km/h）の飛行が可能です。また、2種類の撮影カメラ（赤外線カメラと望遠カメラなど）を同時に搭載し、同時撮影できるなど、最新で高性能な機能が数多くあります。



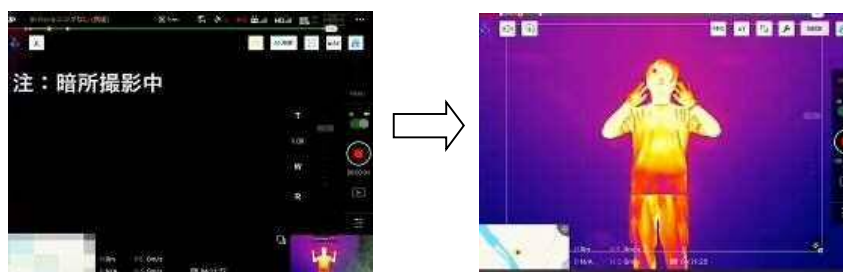
搭載カメラの特徴

■ 赤外線カメラ

赤外線カメラは、撮影した画面上で任意の位置の温度測定、平均温度、最高温度及び最低温度を測定可能で、特に火災現場で効果があります。さらに、最も高温な場所の温度を自動追尾する機能があるため、要救助者の捜索などにも活用できます。



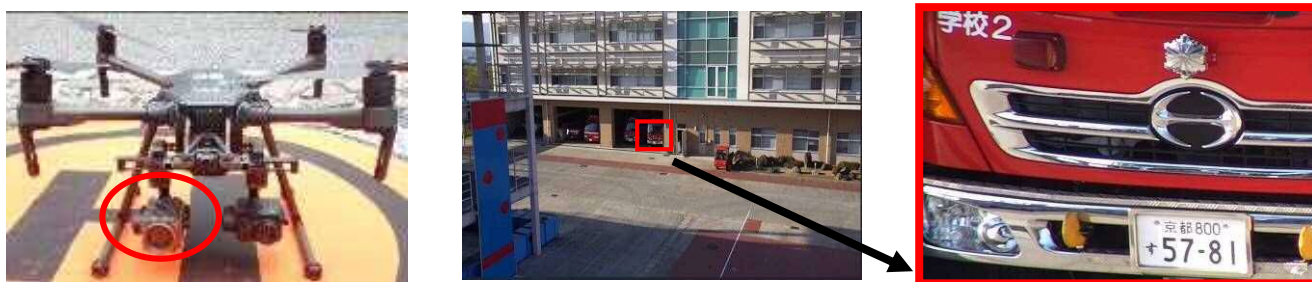
熱源及び燃焼範囲の確認



暗所における人物捜索

■ 望遠カメラ

望遠カメラは、30倍光学ズームと6倍デジタルズームを搭載した、総合倍率最大180倍ズームの性能があります。



光学30倍によるズーム映像



消 防 体 制

指揮隊、消防隊等の部隊は、火災その他の災害による被害を最小限にとどめるため、訓練により技術の練磨を重ねるとともに、科学的知識の習得にも努め、災害の発生に備えています。

部隊の出動は、災害の種別と状況に応じて、あらかじめ出動する部隊数を計画し、災害現場の近くにいる部隊をコンピュータが瞬時に選定して出動させることにより、現場へ到着する時間の短縮を図るとともに、出動した部隊は災害現場において、装備を最大限に活用して、人命救助、消火、延焼防止など、被害軽減のため迅速、的確な防御活動を展開しています。また、災害の規模や状況により、消防航空機隊を出動させ、地上の部隊への情報提供を行うとともに、総合的な指揮機能をもつ統括指揮隊と高度な救助能力を持つ特別高度救助隊を出動させ、大規模災害や特殊災害発生時における的確な情報処理や指揮統制を行うなど、防御活動を効率的かつ安全に行うための体制を確立しています。

■ 災害出動計画

出動計画		出動部隊数等							対象災害等
		出動区分	指揮隊等	消防隊	救助隊	救急隊	航空機隊	累計	
火災出動計画	基準建物火災	第1出動	3 (3)	6 (8)	1 (2)	1 (1)		11 (14)	建物火災については、一般的な住宅等と4階建以上の中高層建物に区分し、それぞれの燃焼規模、延焼危険及び人命危険等に応じて、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。 ○内は京都遺産特定地域に該当する場合の出動計画。
		第2出動	(2)	5 (4)	2 (1)		1 (1)	19 (22)	
		第3出動	1	5 (5)				25 (27)	
	中高層建物火災	第1出動	3	6	2	1		12	
		第2出動	1	6	1		1	21	
		第3出動		5				26	
	危険物火災	第1出動	3	11	4	1		19	消防法で定める危険物を運搬する車両や、危険物を貯蔵し、又は取り扱う一定規模以上の施設で発生した火災に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第2出動	1	5		1	1	27	
		第3出動		5				32	
	地下火災	第1出動	3	10	3	1		17	地下鉄構内や地下駐車場等の地下空間で発生した火災に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第2出動	2	6	1	1		27	
		第3出動		5		1		33	
	林野火災	第1出動	1	3～4			1	5～6	林野火災に対して、その燃焼規模等に応じ、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第2出動	1	6～7	1			13～15	
		第3出動	1	6～8	1			21～25	
	特別消防対象物火災 (大規模人名危険対象物)	第1出動	4	10	4	2	1	21	病院、百貨店等の人命危険の高い対象物や文化財対象物等の火災に対して、その燃焼規模等に応じ、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第2出動	1	5				27	
		第3出動		5				32	
	特別消防対象物火災 (文化財対象物)	第1出動	4	18	3	1	1	27	
		第2出動	1	9				37	
		第3出動		5				42	
	高速道路火災	計画部隊数							高速道路等の道路上で発生した火災に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。
	その他の火災	状況に応じた必要部隊数							火災とまぎらわしい通報の受信や煙の発見若しくは火災等の発生が予測される場合又は車両等の火災の場合に、その状況に応じて必要な部隊を出動させる。
救急救助出動計画	救急通常	1 隊							救急隊 1 隊で対応が可能な救急事故に対して、災害現場付近にいる救急隊を選定し、出動させる。
	救急特命	特命出動	2	3	1	4		10	複数の救急隊による対応又は救急隊と救急隊以外の部隊との協同活動が必要な救急事故に対して、災害現場付近にいる必要の部隊を選定し、出動させる。
	救助特命	特命出動	1	2	1	1		5	救助事故に対して、現場付近にいる部隊から、救助隊等の必要の部隊を選定し、出動させる。
	集団救急救助	第1出動	3	4	3	7	1	18	重症者を含む 5 名以上の傷病者が発生又は発生するおそれがある集団事故に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第2出動	1	5		6		30	
		第3出動		4	1	5		40	
	高速道路等救急救助	計画部隊数							高速道路等の道路上で発生した救急事故又は救助事故に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。
	高速道路等集団救急救助	計画部隊数							高速道路等の道路上で発生した重症者を含む 5 名以上の傷病者を伴う集団事故に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。
特殊災害特命		状況に応じた必要部隊数							毒薬物、危険物、放射線物質等の漏洩又は流出に起因し、おおむね5名未満の除染が必要な傷病者の発生を伴う災害に対して、災害現場付近にいる必要の部隊を選定し、出動させる。

特殊災害	第1出動	4	11	4	2		21	放射性物質や毒劇物、高圧ガスなどによる特殊災害に対して、特命出動又は第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊（特殊災害対策車等の計画部隊を含む。）から計画数を選定し、出動させる。
	第2出動	1	7	1	2	1	33	
	第3出動	1	5		2		41	
高速道路等トンネル 特殊災害	計画部隊数							高速道路等のトンネル内において発生した火災等の災害に対して、第1～第3又は第4の出動区分で計画部隊を出動させる。
その他の災害	状況に応じた必要部隊数							都市ガス等の漏洩、消防法で定める危険物の流出、水害等の災害に対して、その状況に応じて必要な部隊を選定し、出動させる。

※高速道路等とは、名神高速道路、京滋バイパス、第二京阪道路、京都縦貫自動車道及び京都市道高速道路1号線をいう。

消防警備計画と特殊災害対策等

■ 消防警備計画

大規模な伝統行事、祭典、スポーツ行事その他の集団的行事、又は広範囲に及ぶ道路の通行止めなどに伴う活動障害が予測される場合、さらには、特異な連続放火等の事案に対処するために樹立する計画です。

■ 特殊災害対策等

● 特殊災害対策

危険物施設やタンクローリーなどの危険物災害、地下鉄や地下駐車場などの地下災害、放射性物質や毒劇物、高圧ガスなどによる特殊災害は、広範化・特殊化が進み、災害防御活動を一層困難にしています。これらの災害に対しては、各種の分析装置（ガスクロマトグラフ質量分析装置、赤外分光法による危険物質同定装置）等を装備した特殊災害対策車、有害ガスを除去する大型ファンを装備した特別高度工作車、化学防護服等を装備した化学車、救助工作車及び消防車を出動させる体制を構築しています。



特殊災害対策車

● 集団救急救助事故対策

列車・バス等の大量輸送機関の事故、危険物・ガス等の漏えいや爆発、大規模工作物の倒壊などの災害で、応急救護拠点を早期に開設することを主目的とする高度救急救護車を導入するなど、局地的に多数の傷病者が発生した場合の対策強化を図っています。

● 中高層建築警備対策

中高層建築物には、濃煙や高熱の充満、避難に長時間を要する等の困難性があるため、防御要領の作成、警防訓練の実施や装備の充実を図っています。

● 文化財警備対策

国宝建造物や世界文化遺産の建造物を特別消防対象物に指定するとともに、美術工芸品の搬出については、文化財セーフティカードや文化財タグを活用した活動要領を作成しています。

● 複合災害対策

一つの災害現場において、火災と集団救急救助事故が組み合わさった複合的な災害が発生した場合に複合災害（Fオペレーション）対応を現場最高指揮者が宣言することで、火災出動計画及び集団救急救助出動計画を合わせて発令し、活動部隊の任務を明確化し複合災害対策の強化を図っています。

● 特別対象物出動計画

大規模かつ人命危険の大きい63対象物を「大規模人命危険対象物」、世界文化遺産及び国宝に指定された63対象物を「文化財対象物」として特別消防対象物に指定し、出動計画の整備及び活動計画を樹立して災害発生時の対策強化を図っています。

● 基準火災出動計画（特定地域）

京都らしい、歴史的な街並みを守る体制23地域を指定し、通常の基準火災出動計画に本部救助隊1隊、消防隊1隊及びはしご隊1隊（小型はしご車、屈折はしご車又はブーム付き水槽車）を追加した出動計画及び火災防御活動資料を作成して火災発生時の対策強化を図っています。

■ 火災防御活動資料

木造建物密集地域や消防水利が不便な地域など、火災防御活動等の困難性が予測される地域については、警防調査を実施し、その実態把握に努めるとともに、指揮要領、放水隊形等の火災防御活動資料を樹立し、これに基づく水利選定や活動要領の図上訓練を実施することにより、迅速、的確な火災防御活動の推進に努めています。

	木造建物密集地域	水利不便地等	計
策定数	259	279	538

消防水利

消火栓や防火水槽などの消防水利は、市内に30,698基設置（令和4年4月1日）されており、あらゆる地域に対して消火活動が行える体制を整備しています。

特に、震災時に必要となる消防水利については、地域ごとの水利必要量を算定し、震災消防水利整備計画を策定して計画的な設置を進めています。この計画では、年次計画により耐震型防火水槽・防火井戸の設置を進めるとともに、関係部局との協調を進めることにより、効率的な水利の開発、設置を行っています。これらの水利に対しては、消防車等による水利調査や点検を定期的に行い、適切な保全に努めています。

障害排除対策

駐車等による消防水利の障害、緊急出動中の消防車等に対する避讓義務違反、消防警戒区域内への立入りなど消防活動上の障害排除については、消防隊員等による現地指導、消防車等による巡回パトロール、関係機関との合同パトロール、防火講習会等を通じての市民啓発、消防水利標識の整備を行うほか、火災等の発生に際しては警戒整理班の出動等、積極的な障害排除対策に取り組んでいます。

消防活動体制

■ 災害時の消防活動体制

● 災害活動組織

平常時から災害に対する消防活動体制を確保するため、災害活動組織として局本部に災害活動全般を統括する局警防本部を、また、消防署に局警防本部の統制の下に管轄区域内の災害活動全般を統括する署警防本部を設置するとともに、局警防本部及び署警防本部にそれぞれ災害活動を実施する消防隊等の部隊を配置しています。

● 活動態勢

災害活動組織は、小規模な災害から大規模な災害まで対応できるよう、局警防本部及び署警防本部の活動態勢について、平常時の活動態勢から消防の総力による活動態勢までを、災害の規模、態様に応じて逐次、増強することとしています。

なお、人員等を増強する必要があるときは、勤務時間外の職員の非常召集を実施することとしています。

■ 震災時の消防活動体制

震災時には、同時火災の多発、建物倒壊等による救助事故の多発、多数の傷病者の発生など、膨大な消防活動が予想されることから、震災に対する特別な警防態勢の基準として京都市消防震災警防規程を定め、地震発生時には直ちに震災警防態勢を発令し、即応することとしています。

震災警防態勢の区分	発令の基準及び警防態勢
震災警戒警防態勢	気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したときに発令し、緊急消防援助隊の派遣等に備え、局警防本部の要員により情報収集を実施する。
第1号震災警防態勢	市内に震度4の地震が発生した場合で、局本部長が第1号震災警防態勢による対応が必要であると認めたときに発令し、職員・団員（各々一部）を召集し、部隊等の増強を図る。
第2号震災警防態勢	市内に震度5弱又は5強の地震が発生したときに発令し、職員・団員（各々半数）を召集し、警防本部の強化及び部隊の増強を図る。
第3号震災警防態勢	市内に震度6弱以上の地震が発生したとき又は第1号震災警防態勢若しくは第2号震災警防態勢において、局本部長が第3号震災警防態勢による対応が必要であると認めたときに発令し、職員・団員を全員召集し、消防の総力をもって対応する。

● 主な実施事項

- ・ 消防ヘリコプター及び消防用ドローンの運用
- ・ 高所カメラ（消防局本部、小塩山、東部山間、京都市消防活動総合センター）及び災害情報画像伝送システムの運用
- ・ 大規模災害情報共有システム及び即時災害情報収集システムの運用
- ・ 無線中継車及び震災対応型司令車の運用

平常時の地震災害に向けた取組

- 震災警防訓練の実施
- 耐震型防火水槽等の設置及び補修
- 防災水利構想に基づく、震災時における消防水利の整備に向けた取組

■ 水災時の消防活動体制

水災に対応するために敷く特別な警防態勢の基準として、京都市消防水災警防規程を定め、水災規模に応じた水災警防態勢を発令し、対処します。

水災警防態勢の区分	発令の基準及び警防態勢
水災警戒警防体制	気象庁が市域に大雨又は洪水に関する気象注意報を発表したときに発令し、平常の警防態勢で対処する。
第1号水災警防態勢	気象庁が市域に大雨、洪水又は暴風に関する気象警報を発表し、局本部長が必要と認めたときに発令し、職員・団員(各々一部)を召集し、部隊等の増強を図る。
第2号水災警防態勢	市域において局地的に水災が発生し、拡大するおそれがある場合で、局本部長が必要と認めたときに発令し、職員(局 1/2、署 1/3)・団員(1/2)を召集し、警防本部の強化及び部隊の増強を図る。
第3号水災警防態勢	気象庁が市域に大雨又は暴風に関する気象特別警報を発表し、局本部長が必要と認めたとき又は市域における水災の状況等から、局本部長が必要と認めたときに発令し、職員・団員を全員召集し、消防の総力をもって対処する。

● 主な実施事項

- ・ 都市型水害対策車の運用
- ・ 災害現場に対応した水防工法等の実施
- ・ 気象状況等水災活動に必要な情報収集活動
- ・ 大規模災害情報共有システムの運用
- ・ 人命の救出救護等の水災活動
- ・ 関係機関との連携

平常時の水災害に向けた取組

- 水防用器材等の点検整備
- 水災害対応訓練施設を活用した訓練の実施等



多目的ローダー及び都市型水害対策車

支援体制

支援体制には、平常時の活動支援と大規模災害時の後方支援があり、これらの役割は京都市消防活動総合センターが担っています。同センターでは、平常時においては空気充填照明車等による活動支援や消防車両の点検整備、活動器材の備蓄などを行い、地震などの大規模災害時には支援車Ⅰ型、資器材搬送車、燃料補給車などが出動し、活動器材や燃料の補給をはじめとする、様々な活動支援を行います。

応援体制

■ 隣接市町との相互応援

本市に隣接する 11 の市町との間では、消防相互応援協定を締結し、火災や救急・救助事故が発生したときには、必要に応じて消防隊等を出動させ、お互いに応援し合うことになっています。

■ 京都府内全市町村との相互応援

大規模な火災、地震や台風などによる大規模災害のほか、特殊な消防活動を要する災害等が発生した場合は、隣接する市町村による応援よりも、更に広い地域からの応援が必要となります。そこで、京都府内の全ての市町村と消防一部事務組合の間において、消防相互応援協定を締結しています。

■ 近隣の大都市間の相互応援

大地震などでも同時に被害を受ける可能性が少なく、また、都市が持つ災害危険なども共通するところがあることから、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市と本市の間において、災害防御活動全般にわたる消防相互応援協定を締結しています。

■ 消防広域応援体制

全国の消防機関相互による援助体制として、平成 7 年に緊急消防援助隊が発足し、市町村、都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用が図られており、本市でも緊急消防援助隊に登録し、必要な部隊の派遣体制を整えています。

受援体制

地震等の大規模災害時には、近隣府県から緊急消防援助隊が京都市に応援出動してきます。これら緊急消防援助隊だけでなく、様々な協定に基づく応援部隊を集結させ、受け入れる一大拠点が京都市消防活動総合センターです。同センター内の消防学校本館 4 階の作戦情報室には、消防局の指揮命令の中枢である消防指令センターに直結した情報通信ネットワーク端末機を備えており、ここに受援本部を設置し、応援部隊の管理や効果的な部隊運用を行います。また、同センターの後方支援機能をいかして、活動に必要な資器材や燃料の補給、車両や器材の緊急修繕等を行い、長期にわたる災害活動を支えます。



東日本大震災時に緊急消防援助隊「四国隊」及び「九州隊」の現地へ向かう中継地点として使用



消 防 の 通 信 施 設

消防指令システムと通信機器による災害対応

最新のコンピューターと通信技術を駆使し、119 番通報受付から出動隊の編成、出動指令、現場支援、災害の収束まで統括して処理する総合的なシステムです。迅速・確実な出動態勢を確保するとともに、あらゆる災害に対する消防対応力を高め、被害の軽減と救命効果の向上を図っています。



消防指令センター

消防指令システム

■ 主な特徴

● 災害の種別に応じた部隊を瞬時に編成

消防指令センターでは、消防車や救急車の位置や活動状況をリアルタイムに管理しており、119 番通報の位置情報を通知する装置や位置情報から地図を検索して災害地点を迅速に把握する装置などを設置し、各装置が連動しながら災害現場へ直近順に適切な部隊を出動させる自動出動指定装置を運用しています。これらは、119 番通報受信時に通報者からの通報内容を聴取中でも、出動部隊の指令を行うことができ、受信から出動までの時間の短縮を図っています。

● 消防指令センターと現場の部隊等が災害情報を共有

消防指令センターと現場の部隊等が災害情報を共有するため、車載端末装置や現場指揮支援システム等を活用しています。

車載端末装置		出動中の部隊へ迅速な情報提供を行うため、指令情報や現場付近の地図、消防水利、建物の情報、病院情報などの情報を伝送することができ、消防車や救急車等に搭載しているもの。
現場指揮支援システム	指揮本部支援端末	災害現場指揮本部等において、安全で的確な現場活動を支援するため、消防指令センターや各指揮者との情報共有、消防ヘリコプターからの映像等の確認、各指揮者の活動を把握することができる端末を配備しているもの。
	指揮者用携帯端末	
	救急活動支援端末	救急病院の受入状況の確認・検索機能を有し、救急現場において、傷病者の観察結果を指令センターに送信することで、医療機関への搬送時間の短縮を図るため配備しているもの。



車載端末装置



指揮本部支援端末



指揮者用携帯端末



救急活動支援端末

■ 大規模災害時の対応

地震等の大規模災害が発生した際には、消防指令システムと大規模災害情報共有システム、即時災害情報収集システムが情報を集約するとともに、必要な情報を効果的に使用することで災害対応に役立てます。また、消防指令センター内の可動式パーテーションを開放し、隣接する指令作戦室と一体化するなど、通常災害から大規模災害対応へスムーズに移行することで、的確な活動方針等の作戦の立案、消防隊等の編成や重点配備を確保します。

大規模災害情報共有システム	多数の災害情報等を局本部と消防署所間で共有するシステムであり、共有する情報は項目ごとに担当部署へ送信され、対応状況がリアルタイムに更新される。
即時災害情報収集システム	局本部から発信する調査依頼メールを受けて、京都市内居住の消防職員が、携帯電話メールにより市内の被災状況等を局本部へ送信することにより、情報収集を行うことができるもの。



→
(大規模災害時)
可動式間仕切り
パネルを開放



■ 災害受信

119 番通報では、NTT の一般加入電話をはじめ、携帯電話、PHS、IP 電話から受信しています。

また、高齢者や身体に障害がある方等からの 119 番通報として、あんしんネット 119 や NET119 緊急通報システム、消防ファクシミリを活用し通報することもできます。

これらは、位置情報通知システムにより、通報時の住所や位置情報を消防指令センターのディスプレイに表示することができます。



消防指令センター ディスプレイ

あんしんネット 119 (緊急通報システム)	高齢者や身体に障害のある方等が利用し、通報できるシステムで、機器のボタンを押すと通報できるもの（本体ボタン、ペンダント型、枕元のそれぞれの押しボタンがある。）。
NET119 緊急通報システム	聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方が携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用し通報できるシステムで、日本全国どこからでも通報が可能（GPS 機能を使って通報者の位置情報が把握でき、当該地域を管轄する消防本部に通報できる。）。
消防ファクシミリ	聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方が所定の様式を用いて、ファクシミリで通報できるもの。



緊急通報システム



NET119 通報画面

通信機器

■ 有線系設備

消防電話や一斉指令電話等は有線回線を使用し、消防指令センターや消防署所間等の通信を行っています。

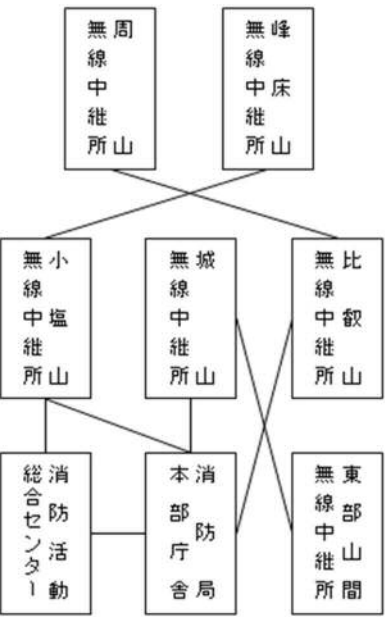
消 防 電 話	消防局と消防署所間及び消防署所相互間で日常業務等の通信を行うための電話で、消防局、消防署本署間は有線回線(3回線)で、消防出張所は有線回線(2回線)で通信を行っているもの。 ※ 消防局及び消防署は無線回線(3回線)も有している。
一 斉 指 令 電 話	消防指令センターから各消防署所へ音声による出動指令や、消防署所への駆け付け通報等があった際に消防署所から消防指令センターへ指令電話による災害受信連絡を行うもの。 消防局と消防署(本署・分署)及び消防出張所間については専用回線で通信を行っている。
業務 OA 系光回線	消防局と各消防署所間のネットワークを構築する回線で、データ指令、消防業務及び消防局のグループウェアに使用しているもの。

■ 無線系設備

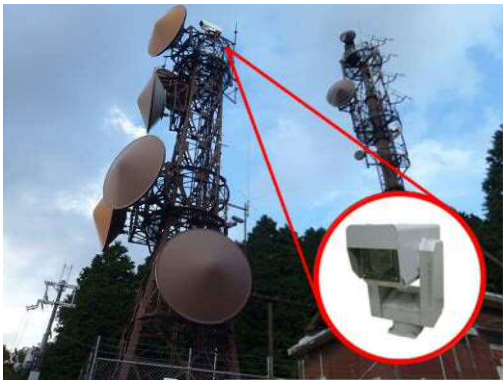
● 多重無線

消防局本部、消防活動総合センター及び各無線中継所を結ぶ多重無線ネットワークを構築しています。回線のループ化を図り、システム全体の信頼性を強化しています。

消防局・消防活動総合センター間通信回線	消防局本部と、大規模災害時に受援本部となる消防活動総合センターとの災害映像及び消防電話用回線として活用している。
消防救急無線接続回線	無線中継所に設置している消防救急無線基地局の接続回線(アプローチ回線)として活用している。
高所カメラ映像伝送回線	無線中継所に設置している高所カメラの映像伝送用回線として活用している。
防災行政無線接続回線	防災危機管理室(行財政局)が運用する防災行政無線基地局の接続回線等として活用している。



多重無線ネットワーク図



無線中継所及び高所カメラ

京都市消防局	消防活動総合センター	
東部山間	小塩山	周山

高所カメラ設置箇所

● 消防救急無線

災害現場等で活用する消防救急無線は、消防車両等と消防指令センター間の指令管制や指揮情報用として、13 のチャンネルを使用しています。消防局本部庁舎の基地局に加え、東部山間無線中継所、周山無線中継所、峰床山無線中継所、比叡山無線中継所等にも基地局を設置し、ほぼ市内全域での無線通信が可能となっています。また、大規模災害等における他の機関との通信用として、4 つのチャンネルを実装しています。



活動波 1 ～ 9	京都市消防局の専用電波（主に消防用）
活動波 10 ～ 13	京都市消防局の専用電波（主に救急用）
主運用波 1	京都府内の他消防機関との共通の電波
統制波 1 ～ 3	全国の他消防機関との共通の電波

● その他の現場無線

署 活 動 用 無 線	火災等の災害現場内での隊員相互の情報連絡用として使用しているもの。 用例 隊員 A「放水はじめ」 → 隊員 B「了解」
防災相互通信用無線 （防災相互連絡波）	災害発生時に、自衛隊、警察等の防災関係機関が情報連絡を行うために設けられた無線（周波数）である。 ※ 防災相互連絡波（警察、自衛隊等防災関係機関との共通電波）
ヘリテレビ 電 送 用 無 線	消防ヘリコプターにテレビカメラを搭載し、カラー映像及び赤外線映像を消防指令センター及び災害現場指揮本部へ伝送するもので、映像用及び連絡用の電波を使用している。地震等の大規模災害、山林火災及び救助・救急事故等に出動し、迅速、的確な情報把握、消防活動の効率化及び災害の規模に応じた市民の避難誘導等に活用するもの。

■ 衛星通信

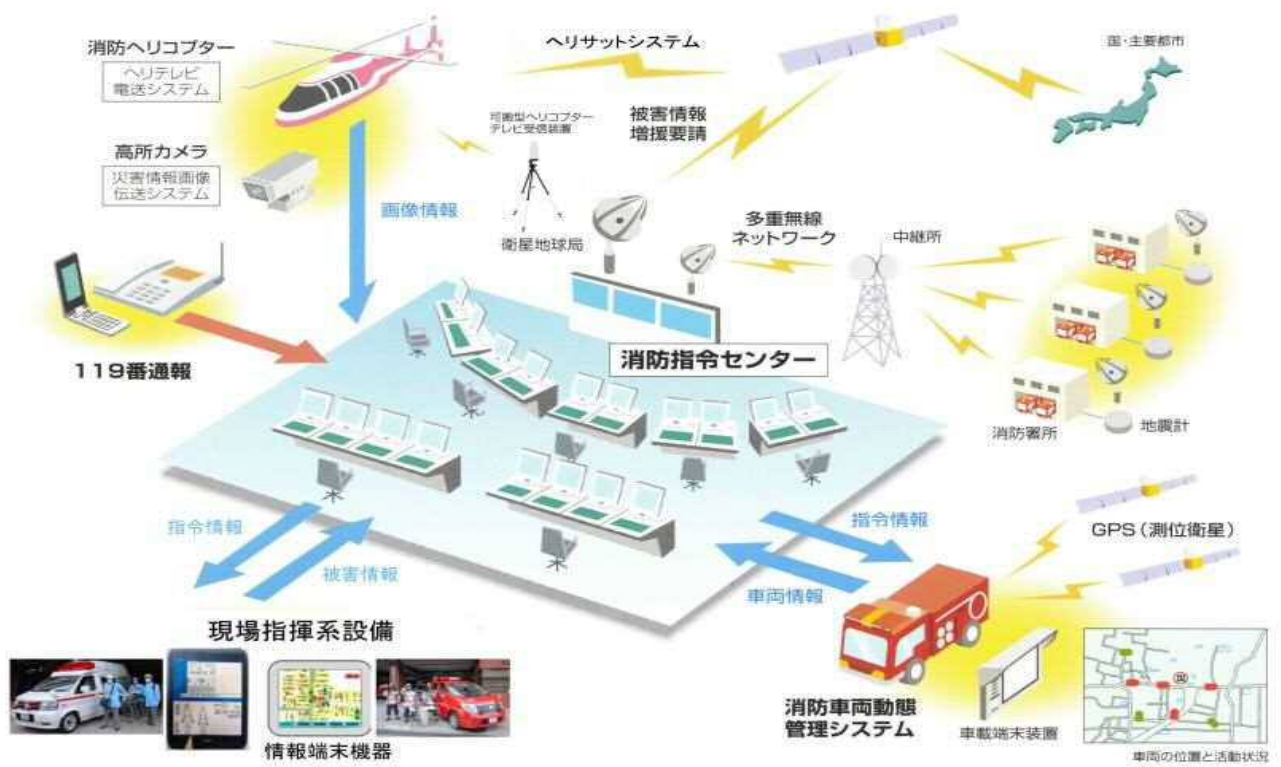
無 線 中 継 車	山岳等の消防用無線不感地域において無線中継車を活用し、災害現場と消防指令センター間を衛星回線ネットワークを使用して、無線通信を行うことができる。
ヘリサットシステム	ヘリテレビの映像をヘリコプターから衛星に直接送信することができるヘリサットシステム（ヘリコプター衛星通信システム）を設置している。山岳部等で電波が遮られることなく送信することができる。
航 空 無 線	消防ヘリコプターとヘリポート、消防指令センター、航空管制塔及び他の航空機との間において、運航上の情報連絡を行うことができる。
災 害 情 報 画 像 伝 送 シ ス テ ム	地震等の大規模災害発生時における高所カメラ等の災害状況映像を、地上の災害の影響を受けない通信衛星（スーパーバード）を利用して総務省消防庁、京都府庁、他都市の消防本部へ送り、即時応援体制を確立するためのシステム。東部山間、小塩山等の高所カメラやヘリテレビからの映像は、消防局屋上の衛星地球局から送信できる。



無線中継車



ヘリサットシステム



消防通信施設概要図



救 助 体 制

火災をはじめ交通事故や水難事故等のあらゆる災害から人命を救助する活動は、消防の最も重要な活動であり、京都市においても、市民の方々の生命を守るため、救助隊、消防隊、救急隊、更には航空機隊等が相互に連携を強化し、一体となって日々、救助技術の練磨に努めています。

その最前線で救出活動にあたるのが救助隊です。

京都市では特別高度救助隊1隊、高度救助隊1隊、特別救助隊5隊及び救助活動を兼務する消防隊5隊を市内各消防署に配置し、様々な救助用器材を装備させて、災害に直ちに対応できる体制をとっています。

上鳥羽特別高度救助隊及び紫明高度救助隊には、救助活動の経験豊富な人材を配置するとともに、画像探索機や地中音響探知機等の高度探査装置、強力な破壊器具を有した大規模震災用高度救助車、NBC災害などに対応する特殊災害対策車を配備し、より高度な救助活動を可能としています。また、特別救助隊5隊にもそれぞれの地域の災害特性に応じた器材と人材を配置し、市内全域における災害対応能力の強化に努めています。



救助工作車



大規模震災用高度救助車



特殊災害対策車



大型救助工作車

救助用器材

■ 救助隊の主な救助用器材

器 材 名 称	用 途
三 連 は し ご	はしごを伸ばすことにより、建物の2、3階に逃げ遅れた人を救助する。
油 圧 式 ジャ ッ キ	油圧により最大20トンの力で重量物を持ち上げ救助する。
エンジンカッター	エンジン駆動によりカッターディスクを回転させドア等の切断を行い救助する。
大型油圧スプレッダー 大型油圧切断機	事故車両のドア等の開放やピラーを切断して中にいる人を救助する。
マット型空気ジャッキ	空気圧でマット型のバッグを膨らませ最大60トンの重量物を持ち上げ救助する。

■ 上鳥羽特別高度救助隊及び紫明高度救助隊の主な救助用器材

器材名称	用 途
画 像 探 索 機	CCDカメラにより、地中の内部状況をモニターに映して生存者を探査する。
地 中 音 響 探 知 機	音響及び振動センサーにより地中の生存者の音を探査する。
電 磁 波 探 査 装 置	電磁波によりがれき等に生き埋めになった生存者の呼吸等の動きを探査する。
二酸化炭素探査装置	二酸化炭素やアンモニアを高感度で検知し、がれき下等の生存者を探査する。
地 震 警 報 器	地震による初期微動を感知し、本震が到達するまでの時間を探知する。

救助隊の活動状況

■ あらゆる災害を想定した訓練



ラフトボートを活用した水難救助



ロープレスキューによる引揚救助



解体予定建物を活用した震災救助

■ 広島県豪雨災害における活動状況（平成 30 年）



検索活動の様子



二酸化炭素探査装置による検索活動



建物の崩落防止活動



崩落監視システムによる安全管理



京都市消防航空隊の概要

所在地 伏見区横大路千両松町
京都消防ヘリポート

編 成 消防航空隊長以下 16 名
ヘリコプター 2 機
(ひえい号、あたご号)

体 制 24 時間運航体制



諸元	型式	エアバス・ヘリコプターズ式 AS365N3 ドーファン II
主要寸度		
ー最大全長		13、68m
ーローター直径		11、94m
ー最大全高		3、80m
最大離陸重量		4、300 kg
エ ン ジ ン		ターボメカ社製アリエル 2C×2 基
最 大 出 力		851 馬力×2 基
最大乗員乗客数		14 名
最大航続時間		3 時間 40 分
最大速度（時速）		175 ノット（324 km）
装 備		ホイス、拡声装置、リペリング装置、 救助資器材、ウォーターバケット（545 ㍓）、 機外消火用タンク（900 ㍓）、カーゴスリング、 サーチライト、防振可視カメラ、赤外線カメラ、 ヘリテレビ電送システム、動態管理システム、 衛星電話、ヘリサット（衛星通信システム）、 TCAS（空中衝突防止装置）、GPS 装置、 自動操縦装置、計器飛行装置、エアコン、 ワイヤーカッター（安全装置）

■ 任務

- ・ 火災、水難及び山岳遭難等の航空救助活動、救急活動
- ・ 自然災害や大規模災害等における上空偵察、消防隊等の誘導及び物資や消防装備等の空輸
- ・ 林野火災における上空からの情報収集と空中消火活動
- ・ ヘリテレビ電送装置による災害現場映像の現場指揮本部及び消防指令センター等への電送、衛星地球局、ヘリサット（直接衛星通信システム）を利用した国や他の地方公共団体への映像送信
- ・ 大規模災害発生時における緊急消防援助隊航空部隊としての活動



空中消火活動



情報収集活動



ホイス救助活動



救急活動



夜間飛行

京都市消防航空隊の沿革

年	月	内容
昭和 47 年	3 月	京都消防ヘリポート完成
	4 月	消防航空隊発足、「きょうと号」配備
	7 月	ヘリコプターによる初めての救急患者搬送を実施
昭和 48 年	7 月	林野火災において初めての空中消火活動を実施
	9 月	「四都市消防航空相互応援協定」締結（京都、大阪、神戸、名古屋）
昭和 63 年	2 月	ヘリポート、管理棟、格納庫の拡充整備
	4 月	「きょうと 2 号」配備（2 機体制）
		ヘリコプターテレビ電送システム運用開始
平成元年	12 月	「京都府広域消防相互応援協定」締結
平成 4 年	4 月	「あたご」配備（「きょうと号」後継）
		「きょうと 2 号」を「ひえい」に名称変更
		心電図電送システム運用開始
平成 7 年	1 月	阪神・淡路大震災に派遣（～3 月、延べ 75 回）
平成 8 年	2 月	「近畿 2 府 7 県震災時等の相互応援に関する協定」締結
	4 月	「四都市消防相互応援協定」締結（京都、大阪、神戸、名古屋）
平成 16 年	1 月	京都府と「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」締結
	7 月	緊急消防援助隊として福井豪雨災害に派遣
	10 月	台風 23 号被害に伴い京都府北部地域へ派遣
平成 17 年	4 月	新「ひえい」配備（「ひえい」後継機）
	4 月	兵庫県 JR 福知山線脱線事故へ派遣
平成 19 年	1 月	奈良県吉野郡土砂災害へ派遣
	3 月	能登半島地震へ派遣
	6 月	舞鶴市紡績工場火災へ派遣
	7 月	新潟県中越沖地震へ派遣
平成 20 年	4 月	救急救命士配置
平成 22 年	4 月	ヘリポート夜間灯火運用開始
平成 23 年	3 月	東日本大震災へ派遣
	8 月	総務省消防庁から無償使用制度により新「あたご」配備（「あたご」後継機）
	9 月	24 時間運航開始
		台風 12 号被害に伴い和歌山県へ派遣
平成 24 年	8 月	京都府南部豪雨に伴い宇治市へ派遣
平成 25 年	4 月	「あたご」ヘリサットシステム運用開始
平成 26 年	4 月	京北消防ヘリポート運用開始
平成 28 年	4 月	平成 28 年熊本地震へ派遣
平成 30 年	6 月	大阪北部地震へ派遣
令和 4 年	4 月	消防航空隊発足 50 周年



国際消防救助隊の派遣状況



国際消防救助隊
ワッペン

京都市消防局では、海外において大規模な災害が発生した場合に消防機関の高度な資機材や技術を活用した捜索救助活動等を実施する「国際消防救助隊」に、11名の救助隊員を総務省消防庁に登録しています。

総務省消防庁は、国際消防救助隊を昭和61年の発足から現在まで、世界各地の被災地に21回派遣しており、京都市消防局はそのうち5回の派遣実績があります。

登録隊員は、年間を通じて総務省消防庁が主催する訓練に参加したり、局内での国際消防救助隊訓練を行うなど、来る派遣要請に日々備えています。



■ 台湾地震

平成11年9月に台湾中央部で発生した地震では、救助隊員4名（中隊長1名、隊員3名）を派遣しました。

地震発生日時	平成11年9月21日（火）2時47分（日本時間）
震源地／規模	台湾中央部付近／マグニチュード7.7（米国地質調査所発表）
被害	死者2,375名、負傷者10,002名
派遣期間	平成11年9月21日～9月28日（8日間）
派遣先	台中県、南投県、台北直轄市及びその周辺
派遣人数	国際消防救助隊員46名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	8市町村（市・郷・鎮）の17現場で32回出動、85カ所検索 8名発見、7名救出（生存者はなし）

■ アルジェリア地震

平成15年5月にアルジェリア民主人民共和国ブーメルデス県ゼンムリ市付近で発生した地震では、救助隊員2名（隊員）を派遣しました。



地震発生日時	平成15年5月22日（木）3時45分（日本時間）
震源地／規模	ブーメルデス県ゼンムリ市付近／マグニチュード6.7（米国地質調査所発表）
被害	死者2,266名、負傷者10,000名以上
派遣期間	平成15年5月22日～5月29日（8日間）
派遣先	首都アルジェ東方約50kmのブーメルデス県ゼンムリ市内
派遣人数	国際消防救助隊員17名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動

活 動 内 容	ゼンムリ市内の6階建てホテル倒壊現場の捜索及び救助活動 6名発見、6名救出(うち生存者1名救出)
---------	---

■ モロッコ地震

平成16年2月にモロッコ王国アル・ホセイマで発生した地震」では、救助隊員1名(隊員)を派遣しました。



地震発生日時	平成16年2月24日(火)11時27分(日本時間)
震源地／規模	アル・ホセイマ／マグニチュード6.4(米国地質調査所発表)
被 害	死者628名、負傷者926名
派 遣 期 間	平成16年2月25日～3月1日(6日間)
派 遣 先	モロッコ王国北東部ホセイマ付近
派 遣 人 数	国際消防救助隊員7名
任 務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活 動 内 容	タマント等の4地域を視察(救助活動サイトの確認)等

■ ニュージーランド南島地震

平成23年2月にニュージーランドクライストチャーチ市近郊で発生した地震では、救助隊員3名(小隊長1名、隊員2名)を派遣しました。



地震発生日時	平成23年2月22日(火)8時51分頃(日本時間)
震源地／規模	クライストチャーチ市近郊／マグニチュード6.3(推定値)
被 害	死者181名(うち邦人28名)
派 遣 期 間	第1次：平成23年2月22日～3月3日(10日間) 第2次：平成23年2月28日～3月8日(9日間) 第3次：平成23年3月5日～3月12日(8日間)
派 遣 先	ニュージーランド南島クライストチャーチ市
派 遣 人 数	国際消防救助隊員33名(第1次：17名、第2次：8名、第3次：8名)
任 務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活 動 内 容	倒壊したCTVビルの捜索及び救助活動 国籍・身元不明の複数の遺体を発見

■ メキシコ合衆国地震災害

メキシコ合衆国モレロス州アソチアパン市南東付近で発生した地震では、救助隊員 3 名（隊員）を派遣しました。



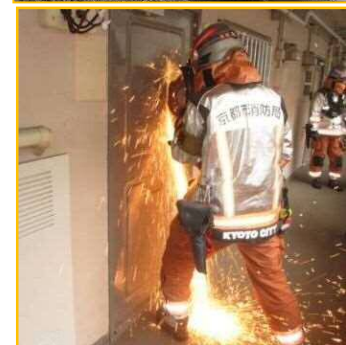
地震発生日時	平成29年9月20日(水)3時14分頃（日本時間）
震源地／規模	メキシコ合衆国モレロス州アソチアパン市南東12km ／マグニチュード7.1(推定値)
被害	死者369名、負傷者約8、800名
派遣期間	平成29年9月21日～9月28日まで（8日間）
派遣先	メキシコ合衆国（メキシコシティ）
派遣人数	国際消防救助隊員17名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	メキシコシティの3箇所（ブレターニャ、オブレゴン、トラルパン）の倒壊建物の捜索及び救助活動、1名を救出（生存者はなし）

消防救助活動器材

消防救助活動用器材の種類等

火災、救助等の各種災害活動用器材を配備して有効に活用しています。

器具の種類	器具の内容
放水器具	ホース（50 mmホース、65 mmホース）、放水ノズル（ガンタイプ、ストレート、ダブルコントロール、切替え）、泡ノズル、高発泡発生装置（発泡装置）、放水銃座、放水砲、小型動力ポンプ、ジェットシューター
救助器具	マット型空気ジャッキ、救助用ロープ、油圧式救助器具、かぎ付はしご、三連はしご、チェーンソー、可搬式ウインチ、削岩機、電動鋸、救命索発射銃、空気式救助マット、救助担架、救助用支柱器具、救助用縛帯、潜水器具、救助ボート、救命浮環、画像探索機、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地震警報器、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置
保安器具	ウェットスーツ、ドライスーツ、放射線防護耐熱服、化学防護服、救命胴衣、空気呼吸器、空気ボンベ、循環式酸素呼吸器、放射線測定器、有毒ガス測定器、酸素欠乏爆発ガス警報器、可燃性ガス検知器、可搬型ガスクロマトグラフ質量分析装置、生物剤検知装置、化学剤検知器
大規模災害対策用備蓄器材	大地震災害用小型動力ポンプ、小型ポンプ（台車付）、可搬式放水砲、折たたみリヤカー、可搬式照明器具、携帯用救助工具、コンクリート破砕器、油圧鉄線鋏、鉄筋カッター、レスキューザック、長尺バール、燃料携行容器、サバイバルシート
その他	船外機、可搬式発動発電機、投光器、可搬式排煙機、可搬式組立水槽、ウォーターバケット、可搬（携帯）無線機、除染シャワー



救急安心センターきょうと（＃7119）



令和2年10月から救急安心センターきょうと（＃7119）を運用開始

京都市消防局では、令和2年10月から救急安心センターきょうと（＃7119）を運用開始し、24時間365日体制による救急の電話相談を通じて、市民に安心・安全を提供しております。

■ 救急安心センターきょうと（＃7119）とは

＃7119とは、住民が急な病気やけがで救急車を呼んだ方がいいのか、自分で今すぐ病院に行った方がいいのかなど迷った際に、看護医療の専門家から電話（短縮番号＃7119※）でアドバイスを受けることができる救急の電話相談窓口です。

※ダイヤル回線等からは、0570-00-7119 番に掛けていただく必要があります。



■ 事業実績

令和2年10月から令和4年3月までに、府内で37,958件（約69件/日）、うち市内は26,982（約49件/日）を受け付けています。

利用者アンケートによる奏功事例

相談者	対象者との関係	対象者の年齢	＃7119の助言内容	相談者の行動	内容
50代女性	友人	50歳代	救急要請	救急要請	良かったです。脳梗塞の診断を受け、治療も早期だったため、重症化せずに済みました。
60代女性	本人	65～69歳	救急要請	救急要請	電話相談で救急車を呼んだ方がよいと確信できたので良かった。
70代男性	家族	70～74歳	救急要請	救急要請	行動は適切だった。早期受診が良かったと言われた。
70代男性	家族	65～69歳	翌日以降 時間内受診	受診せず	こちらの症状を説明したところ、親切丁寧に助言あり。当日から翌日にかけて自宅でゆっくりし回復しました。

■ 利用者の声

市民からは「父が脳梗塞でした。重症化せずにすみ、助かりました」「電話相談で救急車を呼んだ方がよいと確信できて良かった」など多くの利用者の声をいただいております。京都市消防局ではPR用シールやリーフレットを活用し、引き続き普及啓発に取り組み、24時間365日サポートできる＃7119を通じ、市民の更なる安心・安全を提供してまいります。



京都市消防局では、市内の全救急隊に救急救命士を配置し、メディカルコントロール体制（医師による医学的な観点から、救急救命士等が行う救命処置等の質の確保及び評価を行い、更なる救命効果の向上を図るための体制）の下、救命効果の更なる向上に取り組んでいます。

■ 救急救命士

救急救命士は、心肺機能停止状態の傷病者に対し、医師の包括的指示下での自動体外式除細動器による除細動、医師の具体的指示の下に行う静脈路確保のための輸液、器具（食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブ）を使用した気道の確保及び薬剤投与など、高度な救急救命処置を行うことができます。

京都市消防局では、平成 5 年 7 月から救急救命士の業務を開始し、現在、消防署や消防出張所に配置された高規格救急車に救急救命士が乗り組み、24 時間体制で活動しています。



【救急救命士の沿革】

平成 3 年 4 月	救急救命士法の制定
平成 5 年 7 月	京都市消防局における救急救命士業務の開始
平成 15 年 4 月	救急救命士施行規則の一部改正（平成 15 年 3 月）が施行され、包括的指示により救急救命士による除細動が実施可能となった。
平成 16 年 7 月	救急救命士法施行規則第 21 条第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具の改正（平成 16 年 3 月）が施行され、気管挿管が実施可能となった。
平成 18 年 4 月	救急救命士法施行規則の一部改正（平成 17 年 3 月）が施行され、心臓機能停止状態の傷病者に対し薬剤投与が実施可能となった。
平成 21 年 3 月	「救急救命処置の範囲等について」の一部改正（平成 21 年 3 月）が施行され、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者が自己注射可能なアドレナリン製剤（商品名：エピペン）を交付されている場合、救急救命士による当該アドレナリン製剤を用いた薬剤投与が実施可能となった。
平成 26 年 10 月	救急救命士法施行規則の一部改正が施行（平成 26 年 4 月）され、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が実施可能となった。
令和 2 年 3 月	「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正（平成 23 年 8 月）が施行され、ビデオ硬性喉頭鏡を用いた気管挿管を行うことが実施可能となった。 現在、4 救急隊（岩倉救急隊、嵯峨救急隊、西京救急隊、南浜救急隊）で運用中。

● 指導救命士の運用開始

救急救命士法の施行から 29 年以上が経過し、京都市では多くの救急救命士が救急現場で活動するなか、救急隊員を効果的に指導、教育する救急業務再教育体制の構築を目指し、救急業務に関する知識、経験のある救急救命士を「指導救命士」として認定し、救急隊員を指導教育する制度の運用を開始しました。

- 士命救導指
- の
割役
- (1) 救急隊員の生涯教育に関する規格、運営及び指導
 - (2) 救急教育担当者への助言
 - (3) メディカルコントロール協議会及び事後検証委員会への参画
 - (4) 消防学校、救急救命士養成課程等での講師及び指導等



救急車の配置器材

分 類	品 名
観 察 用	体温計 血圧計 聴診器 検眼ライト 生体情報モニター 携帯型血中酸素飽和度測定器 血糖測定器
呼吸・循環 管 理 用	手動式人工呼吸器 自動式心マッサージ器 携帯用人工蘇生器 電動式吸引器 経鼻・経口エアウェイ マギール鉗子 喉頭鏡 ビデオ喉頭鏡 自動体外式除細動器 食道閉鎖式エアウェイ ラリングアルマスク 気管内チューブ 輸液セット アドレナリン ブドウ糖
創 傷 等 保 護 用	三角巾 滅菌ガーゼ 滅菌アルミシート 頸部固定用副子 スクープストレッチャー ロングボード
保温・搬送用	ストレッチャー 毛布 ターポリン担架 ディスポシート 保育器
感染防止用	感染防止衣 サージカルマスク, N-95 マスク ゴーグル ディスポグローブ シューズカバー 車内消毒器 (オゾン式消毒器) 患者搬送用アイソレーター



携帯型血中酸素飽和度測定器



血糖測定器



手動式人工呼吸器



自動式人工呼吸器



携帯用人工蘇生器



電動吸引器



生体情報モニター



自動体外式除細動器



スクープストレッチャー



ロングボード

■ 感染防止対策

救急隊員は、新型コロナウイルス感染症の流行前から、全ての救急現場活動において、感染防止衣、マスク等を着用し、万全の感染防止対策を実施しています。

感染防止用器材には、マスク、使い捨て手袋、消毒薬などがありますが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、世界的に感染防止用器材の需要が増加し、継続的な調達が困難となりました。そのため、令和2年度に備蓄基準を見直し、感染防止器材の備蓄量を増加しました。

また、救急車内の除菌を行うオゾンガス式除菌装置を、市内の各消防署等に合計14台整備し、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、更なる安全性の確保に努めています。

■ 新型コロナウイルス感染症患者対応

新型コロナウイルス感染症患者の対応は、京都府や保健福祉局等と連携し、緊急性の高い患者や保健福祉局の移送能力を超えるような状況が生じている場合は、感染防止対策を実施し、救急隊による患者等の移送にも対応しています。

また、搬送先の病院が決まらないことで現場活動時間が長くなる救急搬送困難事案については、各医療機関や京都府医師会等と連携し、病院の空きベッドの状況などの情報共有を密に行うことにより、早期の受入れ先確保に努めています。

さらに、コロナ禍において、救急事故の多発や受入先が決まらないことで、出動できる救急隊が少なくなることを防ぐため、必要に応じて救急隊を増隊し対応しています。

■ 日勤機動救急隊の運用

救急需要が増加する中、迅速な救急体制を確保するため、令和元年度、消防局本部において変則毎日勤務による日勤機動救急隊1隊を365日試行運用し、救急多発地域への積極的な配置転換等による効果を検証しました。その結果、日勤機動救急隊を配置した署所周辺の救急隊の出動件数の減少や現場到着時間の短縮が認められました。

加えて、24時間勤務ではない、新たな災害現場部門での働き方を試行し、育児や介護をする職員への支援や真のワークライフバランスの充実に向け取り組みました。

令和2年度からは中京消防署に配置場所を変更し、中京日勤機動救急隊として運用を継続しています。

■ 京都市救急教育訓練センター

文部科学省・厚生労働省令「救急救命士学校養成所指定規則」により、平成5年に救急救命士養成所として指定を受け、京都市救急教育訓練センターが開設されました。

平成25年には、厚生労働省に移設の承認を受け、より充実した救急教育・訓練の設備を有する京都市消防学校へ移設しました。

指定基準に従い、35名の受講生を収容する普通教室、実践的なシミュレーション訓練を行う訓練用救急自動車を配備した実習室、教育上必要な機械器具・模型標本、図書室及び視聴覚器材一式等が設備されています。また、医師を含む専任教員を配置するとともに、各医科大学、救命救急センター、医療機関から講師を派遣していただいています。

平成5年度から救急救命士の養成を開始し、令和3年度までに931名を養成したほか、救急課程(救急隊員資格取得教育)及び現任救急隊員教育の実施施設としての機能を果たしています。

■ 医療機関との協調

関係医療機関と協議を行い、救急救命士が 24 時間いつでも特定行為に対する指示を受けられる「京都救命指示センター」への医師の派遣をはじめ、傷病者の受入れ体制確保など、救急業務の円滑な実施について連携を深めています。

また、地震、風水害等の自然災害や局地的に発生した集団災害で多数の傷病者が発生した場合や、交通事故等により重篤な傷病者が発生した場合に、現場に医師の派遣を要請し、早期に医師の管理の下、高度な治療を開始することで、傷病者の容態悪化を防ぎ、救命率の向上に寄与することを目指した協定を京都府医師会や市内の救急救命センター等と締結しています。

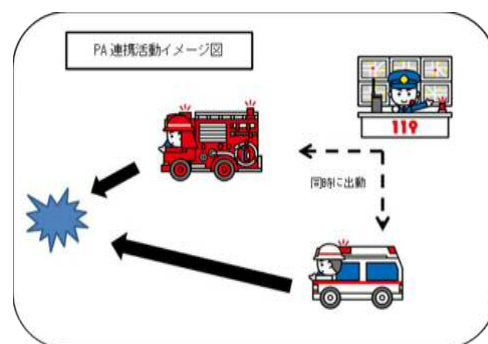


協定締結医療機関（順不同）

京都第一赤十字病院，京都第二赤十字病院，独立行政法人国立病院機構京都医療センター，洛和会音羽病院，京都市立病院，京都大学医学部附属病院，京都府立医科大学病院附属病院

■ P A連携活動

救急現場において消防隊と救急隊が連携して救急活動を行うことの総称で、ポンプ車 (Pumper) と救急車 (Ambulance) の双方の頭文字から「P A」と呼ばれ、全国の消防本部において広く使用されている用語です。119 番受信時に心肺機能停止状態などが疑われる場合に、救急隊と同時に消防隊や救助隊が出動し、A E Dを活用した心肺蘇生法などの救急支援活動（P A連携活動）を速やかに行う体制を整えています。





消防学校の沿革

京都市消防学校は、昭和 23 年 3 月 7 日の京都市消防局発足と同時に東山区智積院山内の旧京都府消防練習所に設置され、昭和 25 年 1 月に伏見区深草越後屋敷町に移転して同地で 59 年間を経た後、平成 21 年 4 月に現在地へ移転しました。

■ 京都市消防学校の歴史

昭和 23 年 3 月 7 日	京都市消防局発足に伴い、消防学校を設置 (東山区東大路通七条南入東瓦町 24 番地 智積院山内 (旧京都府消防練習所))
昭和 25 年 1 月 11 日	伏見区に新築移転 (伏見区深草越後屋敷町 61 番地)
昭和 42 年 12 月 20 日	校舎を木造建物から耐火建物に建替え
昭和 49 年 10 月 19 日	屋内訓練場を新設
昭和 52 年 7 月 12 日	水上訓練場を新設
昭和 54 年 6 月 4 日	高層訓練塔を新設
平成 21 年 4 月 1 日	現在地に新築移転 (南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 21 番地の 3) ※ 消防活動総合センター(消防学校や訓練 施設等)として運用開始
平成 29 年 4 月 1 日	京都府立消防学校と教育訓練の共同化を 開始



昭和 25 年頃の消防学校



昭和 55 年頃の消防学校



現消防学校(南区)

■ 歴史銘板

京都市消防局で勤務されていた職員で組織されている「消防春秋会」から、京都市消防学校の沿革を明示した銘板を寄付していただき、消防学校内に設置しました。

この銘板は、消防学校の足跡を紹介するとともに、現消防学校しか知らない若手職員にこれまでの歴史を伝え、また、各種教育等で来校するベテラン職員にとっては自身の初任教育生時代を思い出し、消防人としての原点に立ち返るきっかけにもなるものです。



消防春秋会から寄付いただいた銘板



銘板

1 階エントランスの北側壁面に設置



応急手当の普及啓発

応急手当の普及啓発

目の前で人が倒れた場合に、居合わせた人がすぐに応急手当を始めれば、救命率は向上します。京都市消防局では、一人でも多くの市民の皆様に応急手当の知識や技術を身に付けていただくため、救命講習を開催するなど応急手当の普及に取り組んでいます。

■ 救命講習

平成 16 年 7 月に、一般市民による A E D（自動体外式除細動器）の使用が認められたことから、A E D の使用方法等を含めた「普通（上級）救命講習」や「応急手当普及員講習」を実施しています。平成 26 年 2 月から「e-ラーニングを活用した普通救命講習」を開始しました。

当局では、平成 16 年度に「いざというときに応急手当のできる人づくり推進計画」を策定するとともに、応急手当の普及啓発を積極的に推進しており、令和 4 年 3 月末で救命講習修了者は延べ 64 万人を超えました。



■ 救命入門コース

平成 24 年 4 月から、小学 5・6 年生を受講対象とした「救命入門コース」を実施しています。

■ 救命講習用資器材の貸出し

令和 2 年 1 月から、救命講習用資器材の貸出制度を開始し、応急手当普及員単独で救命講習を実施することができるようになりました。

■ 事業所との連携

A E D の設置促進及び応急手当の普及啓発のための事業所間ネットワークである「安心救急ネット京都」や、スマートフォンやパソコンで A E D の設置場所を確認できる「京都市 A E D マップ」、救急事故発生時に通報や応急手当を積極的に実施していただく事業所「安心救急ステーション」とともに、応急手当の普及啓発をより一層推進します。



消防音楽隊の活動

消防音楽隊及び消防カラーガード隊の活動

京都市消防音楽隊は昭和 30 年 12 月に発足、京都市消防カラーガード隊（愛称：きょうとファイヤーエンジェルス）は昭和 61 年 5 月に発足以来、音楽の演奏を通じて市民の皆様に防火防災の情報を発信してきました。

事業見直しと民間活力の最大限の活用の中で、京都市消防音楽隊・京都市消防カラーガード隊は令和 3 年度末をもって廃止となりました。

今後、京都市消防音楽隊・京都市消防カラーガード隊が音楽の演奏を通じて行ってきた防火防災の啓発は、SNS を活用した情報発信などに移行することになります。

音楽隊が担ってきた役割に代わる新たな情報発信など、市民のニーズに応えられるよう取組んでまいります。



動画配信（「おうち de ふれあいコンサート」等）による防火防災の啓発活動

新型コロナウイルス感染症の影響により演奏活動を制限せざるを得ない状況下において、消防音楽隊が発信できる広報手段として作成してきたのが「おうち de ふれあいコンサート」他の啓発動画です。

隊員自らが企画・構成、出演、撮影、編集を行い、令和 2 年度は 19 本、令和 3 年度は 17 本の動画を配信し、視聴者に防火防災を呼び掛けました。



消防音楽隊の沿革

■ 結成の背景

昭和 24 年に京都市警察音楽隊が結成されましたが、昭和 30 年 7 月に京都市警察部が府県警察に移管したことに伴い、京都府警察音楽隊となりました。そのため、これに代わるものとして消防音楽隊の結成を望む声上がり、同年 11 月に結成に向けて動き出しました。

消防職員から希望者を募集し、京都音楽短期大学（現・京都市芸術大学）教授 蔵田 春平 氏と消防局内の選考委員によってオーディションが行われました。選ばれた隊員には担当する楽器が手渡され、消防音楽隊として産声を上げることになりました。

■ あゆみ

- ・ 京都市消防音楽隊発足式（昭和 30 年 12 月 1 日）
- ・ 消防出初式で初演奏（昭和 31 年 1 月）
- ・ 日本万国博覧会（大阪万博）開催（昭和 45 年 4 月）
- ・ 音楽劇（幼児向け）で防火指導（昭和 55 年 3 月）
- ・ 発足 30 周年記念演奏会（昭和 60 年 11 月）
- ・ 京都市消防カラーガード隊（女性消防団員）の誕生（昭和 61 年 5 月）
- ・ サマーナイトコンサート（平成元年～平成 15 年）
- ・ 自主演奏会：防火ふれあいコンサート開始（平成 2 年 11 月）
- ・ 第 1 回マーチングフェスティバル：京都（平成 6 年 3 月）
第 2 回広島、第 3 回福井、第 4 回神戸、第 6 回奈良、第 7 回豊中に参加
- ・ 中国西安市での演奏（平成 6 年 9 月）
- ・ 発足 40 周年記念演奏会（平成 8 年 3 月）
- ・ 発足 50 周年記念演奏会（平成 18 年 1 月）
- ・ 非常勤嘱託員（消防音楽隊業務）の一般採用を開始（平成 24 年 4 月～）
- ・ 発足 60 周年記念演奏会（平成 28 年 2 月）
- ・ 京都市民共済生活協同組合共催「京（みやこ）コンサート」開催（平成 29 年 1 月）
第 2 回～第 6 回（第 5 回及び第 6 回は無観客開催で動画配信）
- ・ 地方公務員法改正に伴い、非常勤嘱託員が会計年度任用職員に移行（令和 2 年 4 月）
- ・ 京都市公式 YouTube チャンネル「きょうと動画情報館」にて動画配信を開始（令和 2 年 4 月）
- ・ 令和 4 年 3 月消防音楽隊 67 年、消防カラーガード隊 37 年の歴史に幕を下ろす。





消防装備・安全運転教育・車両整備等

消防装備

災害現場活動に必要な消防装備の各種点検や更新、空気呼吸器等の高圧空気の製造充填を行い、消防装備の充実強化を図るとともに、大規模災害や特殊災害に対応するため、消防活動総合センターに備蓄倉庫を設け、消防器材や化学消火薬剤等を一元管理して、あらゆる災害に対して直ちに供給できる体制を整えています。

■ 備蓄消防装備

消防活動総合センターの備蓄倉庫では、京都市内での大規模災害発生時に備えて備蓄消防装備の保管と管理を行っています。

また、支援課特別装備隊が、災害現場で不足している消防器材や化学消火薬剤等を迅速に災害現場へ搬送する体制を整えています。

大規模災害用器材	小型動力ポンプ、コンクリート粉砕器具、削岩機、エンジンカッター、チェーンソー、空気呼吸器、空気ボンベ、酸素ボンベ、立入禁止表示テープ、エアータント、可搬式組立水槽等
化学消火薬剤	メガフォーム、ドライケミカル、ハイフォーム、浸透剤
水災用器材	越水止め水のう、河川等止水シート、丸シャベル、つるはし、両口ハンマー等



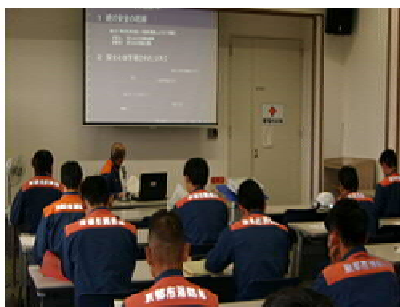
備蓄倉庫



定置式空気製造施設

安全運転教育等

消防車等の運転技術の維持向上を目指し、安全運転教育や訓練を実施するとともに、交通事故防止対策にも積極的に取り組み、併せて操作技術を向上させるための技術指導を行っています。



項 目	主 な 実 施 場 所
職 場 に お け る 安 全 運 転 教 育 (安全運転管理者・外部講師等)	各 消 防 署
安全衛生委員会等における検討	各 消 防 署
危 険 予 知 訓 練	各 消 防 署
交 通 事 故 防 止 の 事 例 検 討	各 消 防 署
安 全 運 転 技 能 向 上 訓 練	消 防 活 動 総 合 セ ン タ ー
学 校 教 育 に お け る 安 全 運 転 教 育	消 防 活 動 総 合 セ ン タ ー
消 防 機 械 操 作 指 導	消 防 活 動 総 合 セ ン タ ー

車両等整備状況

消防活動総合センターの車両整備工場では、近畿運輸局の指定自動車整備工場の認定を受けており、継続検査整備、定期点検整備（3箇月点検、12箇月点検、24箇月点検）や臨時整備を実施するとともに、消防ポンプやはしご車、化学車等の特殊装備の点検整備も行っています。

また、市内各消防署では、整備管理補助者により、各所属配置の消防車両等の定期点検（6箇月）を行っています。

